

担い手通信

2024
vol. 3



「まるっと方式」11府県に

地域の農地 一社で集積

地域で一般社団法人を立ち上げ、地域内の全農地を集積し、一元的に管理する取り組みが広がっています。希望する農家は集積後も従来通り、個人名義で農作物を生産・販売できるのが特徴。これまでに11府県で22法人が設立されました。担い手をはじめ、個人で営農を続ける農家も参画しやすくなり、地域一丸となって農地維持に取り組めます。

この取り組みの名前は「地域まるっと中間管理方式」。愛知県の農地中間管理機構（農地バンク）である同県農業振興基金が考案しました。「まるっと」は東海地方の方言で「丸ごと」を意味します。

取り組みでは、地域で非営利型の一般社団法人を設立。農地バンクを介して、地域内の全農地を丸ごと、その法人に集積します。法人は集落営農組

織の位置付けで、集積された農地で営農活動を行います。

集積時には、農地バンクを活用した農地集積を後押しする国の「機構集積協力金」を受け取れ、法人の運営資金に充てることができます。非営利型の一般社団法人なので、こうした国からの補助金に課税されない利点もあります。

一方で、集積後も、地域内の農家が希望すれば従来通り、個別に営農を続けられるのも特徴です。法人と農家の間で「特定農作業受委託」契約を結べば、農家は従来と同じ農地を使って、個人で農作物を生産・販売できます。

個人営農可 参画しやすく

この仕組みによって、個別に営農を続けたい農家分も含め、地域内の全農地を集積しやすくなります。一方で、いったん集積すれば、法人として管理する農地になるので、個人で営農を続ける農家が将来的に耕作できなくなっても、農地は法人に引き継がれ、耕作放棄されにくくなります。

府県別では、岩手の5法人が最多で、福島と鳥取がそれぞれ3法人で続きます。

まるっと方式を考案した、魅力ある地域づくり研究所の可知祐一郎代表（元愛知県農業振興基金理事長）は「一般社団法人は事業の制限がなく、地域に関わるさまざまな事業に携われ、農村型地域運営組織（農村RMO）にもなり得る。総合的に地域づくりに取り組む組織にしてほしい」と指摘します。

（日本農業新聞 2024年7月25日）

「地域まるっと中間管理方式」 の特徴

- 希望する農家は、個人で農作物を生産・販売できる
- 地域で耕作放棄地が発生しにくい
- 国の機構集積協力金を活用できる
- 国からの補助金に課税されない
- 農業以外の事業にも携われる
- 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の受け皿にできる